

(第50期)

貸借対照表

(2018年3月31日現在)

岩国サンプロダクツ株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
(資 産 の 部)	(159,355,215)	(負 債 の 部)	(61,370,055)
流 動 資 産	159,060,065	流 動 負 債	61,370,055
売 掛 金	717,650	買 掛 金	100,310
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	95,110	未 払 金	8,181,893
前 払 費 用	757,044	未 払 費 用	48,943,523
繰 延 税 金 資 産	6,478,345	未 払 法 人 税 等	3,711,343
未 収 入 金	136,080	預 り 金	432,986
立 替 金	150,875,836		
		(純 資 産 の 部)	(97,985,160)
固 定 資 産	295,150	株 主 資 本	97,985,160
有 形 固 定 資 産	45,182	資 本 金	30,000,000
機 械 及 び 装 置	45,182	資 本 剰 余 金	12,249,177
無 形 固 定 資 産	249,968	利 益 剰 余 金	55,735,983
そ の 他	249,968	繰 越 利 益 剰 余 金	55,735,983
		(うち当期純利益)	15,633,431
	159,355,215	負 債 ・ 純 資 産 合 計	159,355,215

(第50期)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

製 品・・・総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

原 材 料・・・総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

仕 掛 品・・・総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

貯 蔵 品・・・総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

・・・建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

・・・その他の有形固定資産は定率法

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

・・・ソフトウェア (自社利用) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法

・・・その他の無形固定資産は定額法

(3) リース資産・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3. 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

4. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当該事業年度の末日における発行済み株式の総数

普通株式 6,000株

(関連当事者との取引に関する注記)

該当項目なし

(企業結合に関する注記)

当社は、2017年2月13日開催の取締役会において、当社を存続会社として共和工業株式会社を吸収合併することを決議し、2017年4月1日付で吸収合併しました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称およびその事業の内容

①存続会社

企業の名称：岩国サンプロダクツ株式会社

事業の内容：旭化成建材(株)岩国工場におけるALC製造工程の内、仕上、デザイン加工、アートミュール塗装の請負

②消滅会社

企業の名称：共和工業株式会社

事業の内容：旭化成建材(株)岩国工場におけるALC製造工程の内、ラス防錆、補修、スリムウォール加工の請負

(2) 企業結合日

2017年4月1日

(3) 企業結合の法定形式

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、共和工業株式会社は解散いたします。

(4) 結合後企業の名称

岩国サンプロダクツ株式会社

(5) 取引の目的を含む取引の概要

本取引は、共和工業株式会社を吸収合併し岩国工場内の請負業務の合理化、効率化を目的とするものです。

なお、本件は旭化成建材株式会社の100%子会社同士(兄弟会社)の吸収合併となるため、本合併による新株式の発行及び合併交付金の支払は行われません。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2013年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2013年9月13日)に基づき、同一の親会社に支配されている子会社同士(兄弟会社同士)の取引として処理しております。